

Basic Outcome Master (BOM) の使用許諾書

患者状態アウトカム用語集Basic Outcome Master（以下「BOM」といいます。）を使用する際には、下記の使用許諾書のすべての条項に同意いただくことが必要です。インストール前に下記の使用許諾書を必ずお読みください。インストールされた方は、下記の使用許諾書のすべての条項に同意したものとみなされます。

記

第1条（目的）

本使用許諾書は、日本クリニカルパス学会と使用者との間の使用許諾等について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

「BOM」とは、患者状態のアウトカム用語を体系的に纏め、データ化した用語集です。各施設でバラバラに使われていた患者状態のアウトカム用語について、出来るだけ集約し、均一化を計りました。この統一された用語を使用することにより、施設間でのアウトカム分析をすることが可能になります。

第3条（使用許諾）

日本クリニカルパス学会は、BOMを同一施設内に限り、複数のパソコンにインストールして、使用することを許諾します。

第4条（著作権）

BOMの著作権は、日本クリニカルパス学会が保有しており、国際条約及び著作権法により保護されています（これって何か届出がしているのか？）。BOMは、使用者に対し、本使用許諾書に従い、非独占的に使用許諾されるもので、著作権が譲渡されることはありません。

第5条（禁止事項）

使用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 BOMの全部又は一部を第三者に頒布、送信、その他の方法で提供すること。
 - 二 BOMに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又は剥奪すること。
- 2 日本クリニカルパス学会は、BOM使用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、BOMの利用を直ちに停止させることができるものとします。

第6条（保証の拒絶及び免責）

BOMは、使用者に対して現状で提供されるものであり、日本クリニカルパス学会は、BOMに誤りその他の瑕疵のないこと、BOMが特定目的に適合すること、並びにその使用が使用者又はそれ以外の第三者の権利を侵害するものではないこと、その他いかなる内容についての保証を行うものではありません。 2

日本クリニカルパス学会は、BOMの補修、保守その他いかなる義務も負わないものとします。また、BOMの使用に起因して、使用者に生じた損害又は第三者からの請求に基づく使用者の損害について、原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとします。

第7条（使用者の設備等）

使用者は、BOMを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア等に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、使用者が自己の責任で行うものとします。

第8条（改訂版又は後継版の提供）

日本クリニカルパス学会は、任意にBOMの改訂版又は後継版を作成することができるものとします。

- 2 使用者は、改訂版又は後継版が使用可能とされたときは、改訂版の購入をすることができます。
- 3 BOMの改訂版又は後継版が使用可能とされたときは、本使用許諾書に規定する条件は、改訂版又は後継版の使用許諾の条件として適用するものとします。

第9条（期間及び解約）

本使用許諾書に基づく日本クリニカルパス学会と使用者との間のBOMに係る使用許諾の効力は、使用者がBOMをインストールした時に開始し、BOMの使用を終了し、対象機器からBOMを消去又は削除したときに終了するものとします。

- 2 日本クリニカルパス学会は、使用者が本使用許諾書に規定する条件に違反したときには、BOMに係る使用許諾の効力を直ちに終了させることができるものとします。

第10条（使用許諾書の変更）

日本クリニカルパス学会は、必要があると認めるときは、使用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

- 2 日本クリニカルパス学会は、本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加したときは、遅滞なく日本クリニカルパス学会ホームページに掲載し公表するものとします。
- 3 前項の公表後に、使用者がBOMの使用を継続するときは、使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本使用許諾書には、日本法が適用されるものとします。

- 2 本使用許諾書に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本使用許諾書は、平成23年4月11日から施行します。